

中小企業のための 法務講座

・香港法人の株主が亡くなつた。
・主人が駐在中に亡くなつた。

香港にある場合、必ず香港機の裁判手続きが必要となります。香港にある預貯金、不動産、法人等の資産は、必ず、裁判所の許可を受けなければ移動や譲渡するることは一切できません。

単に香港人が香港で亡くなつた案件と異なり、香港に資産がある日本人が亡くなられた場合、国がまたがるため、法律と言葉の壁があり非常に面倒な手続きとなります。

してくれたものも、その後放置され…。という感じの様でした。

務所が投げ出し、3年近く相続手手続きに時間がかかつっていました。弊事務所は、会社側の弁護士として雇われたのですが、相続手続きがなかなか終わらないので、その間のビジネス運営にも支障をきたすレベルでした。

がかかるってきたことともあるくらいの例外相続担当者であっても、香港にとって外国人である日本人の相続手続きは特殊です。まずご自身で手掛けるのは無理でしょう。尚、この手続きを法律事務所以外が代行するのは違法ですので、ご注意ください。

万が一、香港に資産がある日本人がお亡くなりになつた場合は、まずは香港法の弁護士にお問い合わせ

A circular portrait of a man with short dark hair, wearing a white shirt and a blue patterned tie. He is smiling slightly and looking towards the camera. The background is blurred.

弊所で承った印象的な
ケースは以下の通りです。

意された書類は、香港の裁判所で認められるものではありませんでしたので、再度、すべての手続きがり直しとなりました。

裁で、や
われることになります
裁判所でプロベートと
手続きが必要であり、
手続きは、相続人か委託
の弁護士（ソリスター）
が認められていません

裁
わざ相続人が香港にお越
し頂くことなく手続きが
可能です。

筆者紹介

ANDY CHENG
弁護士 アンディ チェン 法律事務所代表
米系法律事務所から独立し開業。企業向けの法律相談、
契約書作成を得意としている。香港大学法律学科卒業、
慶應義塾大学へ留学後、在香港日本国総領事館勤務の経
験もありジェトロ相談員も務めていた。日本語堪能
www.andysolicitor.com
info@andysolicitor.com

